

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民記録関係事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津山市は、住民記録関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

津山市長

## 公表日

令和5年9月8日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民記録関係事務
②事務の内容	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成          ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正          ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置          ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知          ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付          ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知          ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会          ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更          ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付          ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号通知書及び個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>また現行の窓口や郵送での書類の受入以外に「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む事務も行う。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満          3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>

**2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム**

**システム1**

①システムの名称	住民記録システム(既存住民基本台帳システム)(以下「既存住基システム」という。)								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民基本台帳の作成 住民基本台帳として、住所、氏名、生年月日、性別等の項目をデータベースで管理し、届出、職権による異動情報を履歴として蓄積する。</li> <li>2 住民票の記載・修正・削除 住民からの届出や、戸籍通知等に基づく職権により、住民票の記載、修正、削除を行う。</li> <li>3 通知書の出力 個人番号カードの有効期間が満了する予定者を抽出し、カードの更新を促すための個人番号カード有効期間満了通知書を出力する。</li> <li>4 住民票の写しの発行 窓口での交付申請内容を画面から入力し、入力された申請内容に基づいた項目を記載した住民票の写しを発行する。また、コンビニ交付においては、住民が申請内容を直接画面入力することで、申請に基づいた住民票の写しを発行する。</li> <li>5 住民票コードの変更 住民からの申請、または職権により、住民票コードの変更を行い、週次バッチ処理で住民票コード変更通知書を出力する。</li> <li>6 個人番号の通知 機構から住民へ個人番号通知書を送付するための送付先情報を作成し、住民基本台帳ネットワークシステム経由で連携する。また、個人番号カード交付時の通知カードの回収状況を画面入力し、データベースで管理する。</li> <li>7 個人番号カードの交付 住民基本台帳ネットワークシステムから連携される個人番号カード発行状況通知の内容を画面出力する。また、転出異動時に特例転出を促すため、個人番号カードの有無、運用状況のチェックを行う。</li> <li>8 住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携 住民基本台帳ネットワークシステム上の本人確認情報を更新するための異動情報を抽出し、転出証明書情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項等とともに、周期的に連携する。また、出生等による個人番号の新規付番や申請による個人番号変更に伴う個人番号の生成要求、変更要求、符号の取得要求、送付先情報の連携を行う。</li> <li>9 業務間連携システムとの情報連携 住民基本台帳への異動情報を、宛名情報として周期的に連携する。また、情報提供ネットワークシステムへ連携する形式で、世帯情報を抽出して連携する。</li> <li>10 中間サーバーとの情報連携 住民票情報等を連携する。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ○ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ○ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[ ○ ] その他 ( 戸籍システム、福祉システム、介護システム、後期高齢システム、健康管理システム、被災者支援システム、サービス検索・電子申請機能 )</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ○ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム	[ ○ ] その他 ( 戸籍システム、福祉システム、介護システム、後期高齢システム、健康管理システム、被災者支援システム、サービス検索・電子申請機能 )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ○ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム								
[ ○ ] その他 ( 戸籍システム、福祉システム、介護システム、後期高齢システム、健康管理システム、被災者支援システム、サービス検索・電子申請機能 )									





システム7	
①システムの名称	証明書自動交付システム
②システムの機能	1 コンビニ交付連携機能 コンビニキオスク端末・コンビニ交付センターと連携してICカードの認証及び証明書の発行を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（カード管理システム）
システム8	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能(国管理)
②システムの機能	【住民向け機能】住民が転出する際に、マイナポータルでワンストップ特例を活用した引っ越し手続きが電子申請できる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請に係る情報を地方公共団体が確認できる機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（申請管理システム）
システム9	
①システムの名称	申請管理システム(国管理)
②システムの機能	(連携サーバ) サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する(受け渡す)機能 (申請管理システム) 連携サーバから連携された電子申請データを参照する機能。及び電子申請データを地方公共団体の基幹システムに連携する(受け渡す)機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（サービス検索・電子申請機能）
システム10	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（）
システム11～15	
システム16～20	



3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)  2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	環境福祉部市民窓口課
②所属長の役職名	市民窓口課長
7. 他の評価実施機関	
—	



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき、住民基本台帳に記録された住民 ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	「番号整備法第16条(住基法第7条第8号の2)により、個人番号は住民票の記載事項であるため。」
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月10日
⑥事務担当部署	環境福祉部市民窓口課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（保険年金課、高齢介護課、こども課、障害福祉課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム）	
③使用目的 ※	住基法に基づき住民基本台帳への記載を行う。	
④使用の主体	使用部署	環境福祉部市民窓口課、地域振興部加茂支所、勝北支所、久米支所、阿波出張所の地域振興課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報を元に住民票の異動を行う。</li> <li>・機構、県及び市町村間での通知に使用する。</li> <li>・「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等を行う。</li> </ul>	
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード等により、本人確認を行う。</li> <li>・機構で新たに個人番号が生成された場合には、住民票コードと突合を行う。</li> <li>・申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。</li> </ul>	
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	既存住基システム運用保守	
①委託内容	既存住基システムに関する運用保守を行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 55 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に規定された事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	提供を求められた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) * 住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者という。))を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内のすべての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月27日
⑥事務担当部署	環境福祉部市民窓口課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民記録システム )	
③使用目的 ※	「住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。」	
④使用の主体	使用部署	環境福祉部市民窓口課、地域振興部加茂支所、勝北支所、久米支所、阿波出張所の地域振興課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法		<p>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する。(市町村CS→都道府県サーバ)</p> <p>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う。(個人番号カード→市町村CS)</p> <p>・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)の組み合わせをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</p> <p>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)</p>
	情報の突合	<p>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</p> <p>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</p>
⑥使用開始日	平成27年10月5日	





提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	・住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	市庁舎内のサーバールームへ設置しており、入退室管理を行っている。また、サーバラックは施錠管理されている。
7. 備考	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき、住民基本台帳に記録された住民)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を新たな個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、個人番号カード交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。市町村は、個人番号通知書及び個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</li> <li>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記載する必要がある。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	環境福祉部市民窓口課







## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1) 住民基本台帳ファイル

宛名番号、シーケンス番号、改製番号、履歴番号、住民区分、外国人区分、世帯番号、順位、郵便番号、大字コード、支所コード、地区コード、行政区コード、投票区コード、甲乙区分、地番コード・本番、地番コード・枝番、地番コード・末番、住所編集判定区分、方書コード、方書ダイレクト、漢字大字名、漢字地番、漢字方書編集済、世帯主宛名番号、漢字世帯主名、カナ氏名、漢字氏名、濁点なしカナ氏名、西暦生年月日、和暦生年月日、性別、第一続柄、第二続柄、住民日、住民日届出日、住民日事由、住民日届出区分、非住民日、非住民日届出日、非住民日事由、非住民日届出区分、住定日、住定日届出日、住定日事由、住定日届出区分、住所入力日、住所入力日届出日、住所入力日事由、住所入力日届出区分、帰化届出日、家族判定・判定、家族判定・順位、前住所郵便番号、前住所住所コード、前住所漢字市町村名、前住所漢字町名、前住所漢字番地、前住所方書、転入前世帯主名、転入前旧姓、本籍郵便番号、本籍地コード、本籍漢字市町村名、本籍漢字町名、本籍漢字番地、本籍筆頭者名、除票判定区分、除票番号、改製日、改製番号1、改製番号2、異動日、異動届出日、異動事由1、異動事由2、全部一部区分、住民票コード、外国人カナ通称名、外国人漢字通称名、外国人漢字通称名文字オーバー判定、外国人カナ本国名、外国人漢字本国名、外国人漢字本国名文字オーバー判定、外国人国籍コード、外国人国籍名、処理日付、処理時刻、データ更新日、職員番号、端末識別

### (2) 本人確認情報ファイル

住民票コード、漢字氏名、外字数(氏名)、ふりがな氏名、清音化かな氏名、生年月日、性別、市町村コード、大字・字コード、郵便番号、住所、外字数(住所)、個人番号、住民となった日、住所を定めた日、届出の年月日、市町村コード(転入前)、転入前住所、外字数(転入前住所)、続柄、異動事由、異動年月日、異動事由詳細、旧住民票コード、住民票コード使用年月日、依頼管理番号、操作者ID、操作端末ID、更新順番号、異常時更新順番号、更新禁止フラグ、予定者フラグ、排他フラグ、外字フラグ、レコード状況フラグ、タイムスタンプ

### (3) 送付先情報ファイル

送付先管理番号、送付先郵便番号、送付先住所 漢字項目長、送付先住所 漢字、送付先住所 漢字 外字数、送付先氏名 漢字項目長、送付先氏名 漢字、送付先氏名 漢字 外字数、市町村コード、市町村名 項目長、市町村名、市町村郵便番号、市町村住所項目長、市町村住所、市町村住所 外字数、市町村電話番号、交付場所名 項目長、交付場所名、交付場所名 外字数、交付場所郵便番号、交付場所住所 項目長、交付場所住所、交付場所住所 外字数、交付場所電話番号、カード送付場所名 項目長、カード送付場所名、カード送付場所名 外字数、カード送付場所郵便番号、カード送付場所住所 項目長、カード送付場所住所、カード送付場所住所 外字数、カード送付場所電話番号、対象となる人数、処理年月日、操作者ID、操作端末ID、印刷区分、住民票コード、氏名 漢字項目長、氏名 漢字、氏名 漢字 外字数、氏名 カナ項目長、氏名 カナ、郵便番号、住所 項目長、住所、住所 外字数、生年月日、性別、個人番号、第30条の45に規定する区分、在留期間の満了の日、代替文字変換結果、代替文字氏名 項目長、代替文字氏名、代替文字住所 項目長、代替文字住所、代替文字氏名位置情報、代替文字住所位置情報、外字フラグ、外字パターン



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1)住民基本台帳ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が多数表示される一覧系の画面及び帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。</li> <li>・他の業務から住民基本台帳ファイルを利用する場合は、個人番号が含まれないファイルのみを提供する。</li> <li>・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	権限の管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御をおこなっている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;既存住基システムの・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①不適切な方法で入手が行われるリスク 住民異動届出においては、本人及び代理人による届出のみ受領することとし、受領の際は、本人確認を厳格に行う。</p> <p>②入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク 通知カード、個人番号カード、身分証明書で、本人確認を厳格に行う。</p> <p>③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 住民異動届出は、入力及び照合後は、鍵付の書庫に保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>申請管理システム(国管理)と本市の番号連携サーバの間にはLGWANやFIREWALL等により直接通信を遮断し、特定個人情報の外部への漏洩・滅失・毀損を防ぎ、安全を確保している。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	
10. その他のリスク対策		
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>		

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は住民記録システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出、申請等の窓口において届出、申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外情報の入手の防止に努める。</li> <li>必要な情報以外を入手することを防止するための措置 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により、市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことをシステム上担保する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上必要のない検索、抽出を行わない</li> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない</li> <li>・CS端末から離席する際には業務アプリケーションを終了させている</li> <li>・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを必要以上に取らない</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</li> <li>事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必須なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策を講じる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者（委託先）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> <li>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 バックアップシステム以外にファイルを複製しないよう、職員、委託先に対し指導する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。
- ・業務上必要のない検索、抽出を行わない
  - ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
  - ・CS端末から離席する際には業務アプリケーションを終了させている
  - ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている
  - ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを必要以上に取らない
  - ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外利用の禁止</li> <li>・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限</li> <li>・特定個人情報の提供先の限定</li> <li>・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う</li> <li>・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる</li> <li>・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する</li> <li>・個人情報の取扱いについて、四半期に一度チェックを行った上でその報告をする</li> <li>・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる</li> <li>・再委託の禁止</li> </ul>		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・情報保護管理体制の確認  
委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。  
また、委託業者が選定基準を引続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
- ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限  
作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。  
閲覧、更新権限を持つものを必要最小限にする。  
閲覧、更新権限を持つもののアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。  
閲覧、更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。
- ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録  
契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。  
委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク 相手側（都道府県サーバ）と市町村CS間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</li> <li>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</li> <li>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CS間の通信では相互確認を実施するため、認証できない相手方への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。</li> </ul>			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない（入手） [ ○ ] 接続しない（提供）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[    ] 内部監査 [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul>	
10. その他のリスク対策		

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
(3)送付先情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対家者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は住民記録システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出、申請等の窓口において届出、申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外情報の入手の防止に努める。</li> <li>・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により、市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことをシステム上担保する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上必要のない検索、抽出を行わない</li> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない</li> <li>・CS端末から離席する際には業務アプリケーションを終了させている</li> <li>・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを必要以上に取らない</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている</li> </ul>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</li> <li>・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必須なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策を講じる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> <li>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 バックアップシステム以外にファイルを複製しないよう、職員、委託先に対し指導する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上必要のない検索、抽出を行わない</li> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない</li> <li>・CS端末から離席する際には業務アプリケーションを終了させている</li> <li>・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを必要以上に取らない</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている</li> </ul>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ] 委託しない</span>	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</span>
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外利用の禁止</li> <li>・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限</li> <li>・特定個人情報の提供先の限定</li> <li>・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う</li> <li>・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる</li> <li>・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する</li> <li>・個人情報の取扱いについて、四半期に一度チェックを行った上でその報告をする</li> <li>・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる</li> <li>・再委託の禁止</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</span>
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</span>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧、更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧、更新権限を持つもののアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧、更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> </ul>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な方法で提供・移転が行われるリスク 相手側（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</li> <li>誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</li> <li>誤った相手に提供・移転してしまうリスクの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互確認を実施するため、認証できない相手方への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。</li> </ul>			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ O ] 接続しない(入手) [ O ] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[    ] 内部監査 [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul>	
10. その他のリスク対策		

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒708-8501 岡山県津山市山北520番地 津山市総務部総務課 TEL 0868-32-2054
②請求方法	開示等請求書に住所、氏名、請求する文書の名称(具体的な内容)など必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示等の際には、その個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。※本人であることを証明する資料 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(写真付)など
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒708-8501 岡山県津山市山北520番地 津山市総務部総務課 TEL 0868-32-2054
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月30日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年1月30日
②方法	津山市情報公開・個人情報保護制度運営審議会において実施
③結果	評価書の内容について、問題なしとの了承を得た。



(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ② システムの機能	2 証明書交付システム連携機能 自動交付機、コンビニ交付システム(導入予定)との連携機能	2 証明書交付システム連携機能 自動交付機、コンビニ交付システムとの連携機能	事後	重要な変更にあたらぬ。 (字句の修正)
平成28年3月15日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)  (略)  ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成27年9月9日法律第65号施行時点)  (略)  ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う字句の修正)
平成28年3月15日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、…(略)…、116、117、120の項)	・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、…(略)…、116、119の項)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う項番号の修正)
平成28年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 I (住民基本台帳ファイル) 2. 基本情報 ⑤ 保有開始日	平成27年7月予定	2015/8/10	事後	重要な変更にあたらぬ。 (確定日に修正)
平成28年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 I (住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 使用の主体	環境福祉部市民課、地域振興部加茂支所、阿波支所、勝北支所、久米支所それぞれの市民生活課	環境福祉部市民課、地域振興部加茂支所、勝北支所、久米支所それぞれの市民生活課及び阿波出張所地域振興課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (部署名変更)
平成28年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 I (住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥ 使用開始日	42186	平成27年10月5日	事後	重要な変更にあたらぬ。 (確定日に修正)
平成28年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 II (本人確認情報ファイル) 2. 基本情報 ⑤ 保有開始日	平成27年6月予定	平成27年7月27日	事後	重要な変更にあたらぬ。 (確定日に修正)
平成28年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 II (本人確認情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 使用の主体	環境福祉部市民課、地域振興部加茂支所、阿波支所、勝北支所、久米支所それぞれの市民生活課	環境福祉部市民課、地域振興部加茂支所、勝北支所、久米支所それぞれの市民生活課及び阿波出張所地域振興課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (部署名変更)
平成28年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 II (本人確認情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用	42156	平成27年10月5日	事後	重要な変更にあたらぬ。 (確定日に修正)
平成28年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 III (送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ⑤ 保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事後	重要な変更にあたらぬ。 (確定日に修正)
平成28年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 III (送付先情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 使用の主体 使用部署	環境福祉部市民課、地域振興部加茂支所、阿波支所、勝北支所、久米支所それぞれの市民生活課	環境福祉部市民課、地域振興部加茂支所、勝北支所、久米支所それぞれの市民生活課及び阿波出張所地域振興課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (部署名変更)
平成29年3月15日	I-2-システム1-②システムの機能	4 住民票の写しの発行 窓口での交付申請内容を画面から入力し、入力された申請内容に基づいた項目を記載した住民票の写しを発行する。また、自動交付機においては、住民が申請内容を直接画面入力することで、申請に基づいた住民票の写しを発行する。	4 住民票の写しの発行 窓口での交付申請内容を画面から入力し、入力された申請内容に基づいた項目を記載した住民票の写しを発行する。また、コンビニ交付においては、住民が申請内容を直接画面入力することで、申請に基づいた住民票の写しを発行する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (字句の修正)
平成29年3月15日	I-2-システム6-②システムの機能	1 市民カード利用者管理機能 市民カードの作成、暗証番号の登録等、カード情報の管理を行う機能	1 印鑑登録証利用者管理機能 印鑑登録証の作成、カード情報の管理を行う機能	事後	重要な変更にあたらぬ。 (字句の修正)
平成29年3月15日	''	2 証明書交付システム連携機能 自動交付機、コンビニ交付システムとの連携機能	2 証明書交付システム連携機能 コンビニ交付システムとの連携機能	事後	重要な変更にあたらぬ。 (字句の修正)
平成29年3月15日	I-4-法令上の根拠	2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成27年9月9日法律第65号施行時点)	2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成28年3月31日法律第13号施行時点)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う字句の修正)
平成29年3月15日	I-6-②所属長	市民課長 石田昌子	市民課長 山本幸江	事後	重要な変更にあたらぬ。 (人事異動のため)
平成29年3月15日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務-3 8-特定個人情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う字句の修正)
平成29年3月15日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務-9 4-事務	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う字句の修正)
平成29年3月15日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務-1 08-事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらぬ。 (字句の修正)



平成29年3月15日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務-17		削除		事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う字句の修正)
平成29年3月15日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務-19		追加		事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う字句の修正)
平成29年3月15日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務-120		削除		事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う字句の修正)
令和1年6月30日	6 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	市民課長 山本幸江	市民課長		事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式変更に伴う修正)
令和1年6月30日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・停止・利用停止請求 ①請求先	総務部総務課 津山市山北520番地 TEL 0868-32-2054	〒708-8501 岡山県津山市山北520番地 津山市総務部総務課 TEL0868-32-2054		事後	重要な変更にあたらぬ。 (郵便番号等修正)
令和1年6月30日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	総務部総務課 津山市山北520番地 TEL 0868-32-2054	〒708-8501 岡山県津山市山北520番地 津山市総務部総務課 TEL0868-32-2054		事後	重要な変更にあたらぬ。 (郵便番号等修正)
令和1年6月30日	V 評価実施手続 ①実施日	平成27年2月20日	令和1年6月30日		事後	重要な変更にあたらぬ。 (再評価に伴う日程修正)
令和1年6月30日	V 評価実施手続 ②しきい値判断結果	-	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる		事後	重要な変更にあたらぬ。 (字句の記載修正)
令和2年6月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる	に規定する個人番号、個人番号カード、			
令和2年6月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	通知カード	個人番号カード			
令和2年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	6 個人番号の通知通知カード	6 個人番号の通知個人番号通知書			
令和2年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	7 送付先情報通知通知カード	7 送付先情報通知個人番号通知書			
令和2年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	4 送付先連携機能通知カード	4 送付先連携機能個人番号通知書			
令和2年6月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成27年9月9日法律第65号施行時点)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成31年3月29日法律第4号施行時点)			
令和2年6月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項			
令和2年6月1日	6 評価実施機関における担当部署 ①部署	環境福祉部市民課	環境福祉部市民窓口課			
令和2年6月1日	6 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長	市民窓口課長			
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	津山市環境福祉部市民課	環境福祉部市民窓口課			
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	環境福祉部市民課、地域振興部加茂支所、勝北支所、久米支所それぞれの市民生活課及び阿波出張所地域振興課	環境福祉部市民窓口課、地域振興部加茂支所、勝北支所、久米支所、阿波出張所の地域振興課			
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	通知カード	削除する			
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 3特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	環境福祉部市民課、地域振興部加茂支所、勝北支所、久米支所それぞれの市民生活課及び阿波出張所地域振興課	環境福祉部市民窓口課、地域振興部加茂支所、勝北支所、久米支所、阿波出張所の地域振興課			
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付するとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。市町村は、通知カード及び個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を新たな個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、個人番号カード交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。市町村は、個人番号通知書及び個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。			

令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	通知カード	個人番号通知書		
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	通知カード 通知カード	個人番号通知書 個人番号		
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	環境福祉部市民課	環境福祉部市民窓口課		
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	環境福祉部市民課、地域振興部加茂支所、勝北支所、久米支所それぞれの市民生活課及び阿波出張所地域振興課	環境福祉部市民窓口課、地域振興部加茂支所、勝北支所、久米支所、阿波出張所の地域振興課		
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提出先1 ①法令上の根拠	通知カード 通知カード	個人番号 個人番号通知書		
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提出先1 ②提供先における用途	通知カード 通知カード	個人番号 個人番号通知書		
令和3年6月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成27年9月9日法律第65号施行時点)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (令和3年1月1日令和元年度法律第16号施行時点)	事後	法改正に伴う字句の修正
令和3年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	法改正に伴う字句の修正 (法施行: 令和3年9月1日)
令和3年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項	事後	法改正に伴う字句の修正
令和3年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	提供する情報の対象となる本人の数の変更
令和3年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	提供する情報の対象となる本人の数の変更
令和3年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	提供する情報の対象となる本人の数の変更
令和3年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	提供する情報の対象となる本人の数の変更
令和4年6月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	(令和3年1月1日令和元年度法律第16号施行時点)	削除する	事後	
令和4年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項	事後	法改正に伴う字句の修正

令和5年9月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号通知書及び個人番号カード省令」といふ。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号通知書及び個人番号カード省令」といふ。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 また現行の窓口や郵送での書類の受入以外に「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む事務も行う。	事後	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正
令和5年9月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他システムとの接続	戸籍システム、福祉システム、介護システム、後期高齢システム、健康管理システム、被災者支援システム	戸籍システム、福祉システム、介護システム、後期高齢システム、健康管理システム、被災者支援システム、サービス検索・電子申請機能	事後	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正
令和5年9月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。	3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する)。	事後	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正
令和5年9月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	-	システム8 ①システム名称 サービス検索・電子申請機能(国管理) ②システムの機能 【住民向け機能】住民が転出する際に、マイナポータルでワンストップ特例を活用した引越手続きが電子申請できる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請に係る情報を地方公共団体が確認できる機能 ③他のシステムとの接続 [○]その他(申請管理システム)	事後	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正
令和5年9月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	-	システム9 ①システムの名称 申請管理システム(国管理) ②システムの機能 (連携サーバ) サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する(受け渡す)機能 (申請管理システム) 連携サーバから連携された電子申請データを参照する機能。及び電子申請データを地方公共団体の基幹システムに連携する(受け渡す)機能 ③他のシステムとの接続 [○]既存住民基本台帳システム [○]その他(サービス検索・電子申請機能)	事後	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正
令和5年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)	事後	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正
令和5年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・入手した情報を元に住民票の異動を行う。 ・機構、県及び市町村間での通知に使用する。	・入手した情報を元に住民票の異動を行う。 ・機構、県及び市町村間での通知に使用する。 ・「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等を行う。	事後	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正
令和5年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	・個人番号カード等により、本人確認を行う。 ・機構で新たに個人番号が生成された場合には、住民票コードと突合を行う。	・個人番号カード等により、本人確認を行う。 ・機構で新たに個人番号が生成された場合には、住民票コードと突合を行う。 ・申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。	事後	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正
令和5年9月8日	IIIリスク対策(住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	申請管理システム(国管理)と本市の番号連携サーバの間にはLGWANやFIREWALL等により直接通信を遮断し、特定個人情報の外部への漏洩・滅失・毀損を防ぎ、安全を確保している。	事後	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正